

# 支援の手引き

～発達が心配なお子さんのために～



茨木市

本誌掲載内容は令和6年6月現在のものです。

## 発行にあたって

本冊子には、発達が心配なお子さんとその家族をサポートする  
主な機関・制度の情報が掲載されています。

子育てにあたっては、「どのようなサービスがあるの?」「サービス  
を利用するにはどうすればいいの?」と迷われたり、「将来はどの  
ような制度があるのかな」と不安になったりすることがあるかもし  
れません。そのようなとき、本冊子が活用され、皆様にとって解決  
の糸口が見つかることを切に願っています。

作成にあたっては、相談先・内容を簡単にわかりやすくお伝えす  
ることを大切にされたため、主な制度・サービスの大まかな情報を掲  
載しています。詳細については、各窓口へお問い合わせください。



## 茨木市におけるライフステージ別支援

|                     | 0                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 6 | 12 | 16 | 18 | 20 歳 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----|----|----|------|
| 子育て支援課<br>こども保健グループ | 乳幼児健康診査等母子保健事業 P.18                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |   |    |    |    |      |
| 発達支援課               | 児童発達支援センター P.15                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |    |    |    |      |
|                     | 児童発達支援 放課後等デイサービス P.17、23                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |    |    |    |      |
|                     | 保育所等訪問支援 P.19、21                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |   |    |    |    |      |
|                     | 短期入所、居宅介護、日帰りショートステイ、移動支援事業等 P.25                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |    |    |    |      |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |   |    |    |    |      |
| 総務課<br>保育幼稚園        | 巡回相談<br>(保育所・園<br>幼稚園<br>認定こども園等) P.18                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |    |    |    |      |
| 学童保育課               | 学童保育 P.24                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |    |    |    |      |
| 教育委員会<br>教育センター     | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">P.9、18</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         ことばの<br/>教室<br/>(個別)                     </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">心理・電話・発達相談 P.21</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">不登校児・生徒支援室・ふれあいルーム P.22</div> </div> </div>                                          |   |    |    |    |      |
| 学校教育委員会<br>学校教育推進課  | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">就学相談</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">通常学級(小・中学校)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">通級指導教室(小・中学校)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支援学級(小・中学校)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支援学校(小・中学校)</div> </div> <div style="margin-left: 10px; font-size: 2em;">}</div> <div style="margin-left: 10px;">P.20、21</div> |   |    |    |    |      |
| 障害福祉課               | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳取得の相談 P.34、35                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |   |    |    |    |      |
|                     | 補装具の申請 P.26                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |   |    |    |    |      |
|                     | 就労等に関する相談 P.36、37                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |   |    |    |    |      |
| 保健所                 | 小児慢性特定疾病・難病等に関する相談 P.9                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |   |    |    |    |      |

# 相談先のご案内

※印のついている項目は、各種受給者証が必要です。

(※1) オレンジの受給者証

(※2) ピンクの受給者証

(※3) 黄色の受給者証

子育て・こどもの発達や障害に関する相談をしたい時

相談場所 P.9

「子育てがつらくて、ついこどもにあたってしまう」「もしかしたら、虐待をうけているかもしれない」など、虐待かと思ったときに相談したい時

虐待に関する各種相談・通告機関  
P.10

障害に関する必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用調整、地域での生活における総合的な相談をしたい時

委託相談支援事業所 P.11

障害児支援利用計画等の作成、障害のある児童について相談したい時

指定相談事業所 P.13

障害のある児童や療育の必要性がある児童の施設への通所などによる支援を受けたい時

サービス利用にあたって  
P.14～15

【就学前】

発達に不安がある未就学児の相談をしたり、支援や療育を受けたい時

児童発達支援センター P.16 (※1)

児童発達支援 P.17 (※1)

乳幼児健康診査 P.18

障害児保育 P.18

巡回相談 P.18

ことばの教室 P.18

保育所等訪問支援 P.19 (※1)

【就学後】

発達に不安がある就学児の相談をしたり、支援や療育を受けた時

児童発達支援センター P.16 (※1)

放課後等デイサービス P.17 (※1)

小・中学校の通常の学級 P.20

小・中学校の通級指導教室 P.20

小・中学校の支援学級 P.20

支援学校 P.21

保育所等訪問支援 P.21 (※1)

教育相談 P.21

不登校児童・生徒支援室「ふれあいルーム」  
P.22

放課後子ども教室 P.23

学童保育 P.24

自宅で身の回りのことを手伝ってほしい、必要な時にサポートのある所に預けたいなどの障害福祉サービス・地域生活支援事業を受けたい時

短期入所（ショートステイ） P.25（※2）

居宅介護（身体介護） P.25（※2）

日帰りショートステイ（日中一時支援）  
P.25（※3）

移動支援（ガイドヘルパー） P.25（※3）

通学支援 P.25（※3）

日常生活の援助を受けたい時

補装具費の支給（購入・借受け・修理）  
P.26

日常生活用具の給付 P.27

障害児（者）の医療費等に対する助成を受けたい時

重度障害者医療 P.28

自立支援医療（精神通院医療） P.28

自立支援医療（育成医療） P.29

ひとり親家庭医療（父親または母親に重度の障害のある家庭を含む） P.29

未熟児養育医療費給付制度 P.29

手当等について知りたい時

特別児童扶養手当 P.30

障害児福祉手当 P.30

大阪府重度障害者在宅生活応援制度 P.30

児童扶養手当 P.31

大阪府障害者扶養共済 P.32

障害基礎年金 P.33

手帳について知りたい時

身体障害者手帳 P.34

療育手帳 P.34

精神障害者保健福祉手帳 P.35

就労について知りたい時

就労・職業訓練についての相談 P.36

日中活動の事業 P.37

## 目 次

### 1. 相談場所..... 9

子育て・こどもの発達に関する各種相談、虐待に関する各種相談・通告、茨木市内の相談支援事業所

### 2. サービス利用にあたって ..... 14

障害児通所支援の申請方法、障害福祉サービス・地域生活支援事業の申請方法、サービス申請にともなう費用

### 3. 児童発達支援センター ..... 16

あけぼの学園、藍野療育園

### 4. 児童発達支援（未就学児）、放課後等デイサービス（就学児）について..... 17

サービスの内容

### 5. 就学前に利用できる制度 ..... 18

乳幼児健康診査、障害児保育、巡回相談、ことばの教室、保育所等訪問支援

### 6. 就学期の支援 ..... 20

小・中学校の通常の学級、小・中学校の通級指導教室、小・中学校の支援学級、支援学校、保育所等訪問支援、教育相談、不登校支援、通学支援

### 7. 放課後に利用できる場所 ..... 23

放課後子ども教室、学童保育、放課後等デイサービス

8. 障害福祉サービス・地域生活支援事業 ..... 25

短期入所（ショートステイ）、居宅介護（身体介護）、日帰りショートステイ  
（日中一時支援）、移動支援（ガイドヘルパー）、障害児通学支援

9. 日常生活の援助について ..... 26

補装具費の支給（購入・修理）、日常生活用具の給付

10. 医療について ..... 28

障害者医療、自立支援医療（精神通院医療・育成医療）、ひとり親家庭医療、  
未熟児養育医療費給付制度

11. 手当について ..... 30

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、大阪府重度障害者在宅生活応援制度、  
児童扶養手当

12. 年金 ..... 32

大阪府障害者扶養共済、障害基礎年金

13. 障害者手帳 ..... 34

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

14. 就労・職業訓練 ..... 36

就労・職業訓練についての相談、日中活動の事業（就労移行支援、就労継続  
支援A型、就労継続支援B型、自立訓練、生活介護）

※利用上の注意

- ・主な制度、サービスについてのみ掲載しております。
- ・手引きの記載内容は変更となる場合がありますので、申請等を行う場合は必ず各利用窓口にご確認ください。

# 1. 相談場所

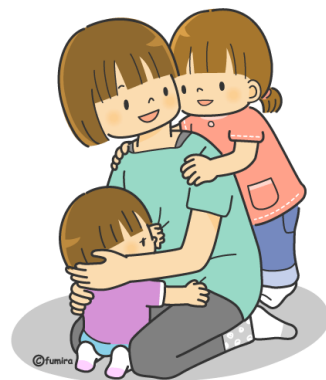
## ①子育て・こどもの発達に関する各種相談機関

| 相談窓口                                                         | 名称                              | 内容                                                                   | 日時                              | 備考                              |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 児童発達支援センター<br>あけぼの学園 地域支援<br>TEL 072-626-0105                | 障害児相談<br>(電話・面接・<br>訪問)         | 心理判定員、保育士等による障害のあるお子さんの子育てに関する相談                                     | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:00 | 面接は要予約                          |
| 児童発達支援センター<br>藍野療育園<br>TEL 072-627-8471                      | 障害児相談<br>(面接)                   | 運動機能や精神の発達による心配や悩みがある乳幼児の相談                                          | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:00 | 要予約                             |
| すくすく親子教室<br>TEL 072-620-9833                                 | 乳幼児発達<br>療育相談<br>(電話・面接)        | 心理判定員・保育士等による乳幼児に関する療育相談                                             | 火～土<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:00 | 面接は要予約                          |
| 教育センター<br>(クリエイトセンター内)<br>TEL 072-626-4407                   | ことばの教室<br>(面接)                  | 言語遅滞、構音障害、吃音など、ことばの悩みに関する相談                                          | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>19:00 | 要予約                             |
| 子育て支援課<br>こども保健グループ<br>(おにクル内)<br>TEL 072-624-9301           | 保健相談<br>(電話・面接)                 | 保健師等による育児等に関する相談                                                     | 月～日<br>8:45～<br>17:15           | 第2・4月曜日(第2・4月曜日が休日の場合は翌火曜日)は休館日 |
| 大阪府茨木保健所<br>TEL 072-624-4668                                 | 保健相談・<br>療育相談<br>(電話・面接・<br>訪問) | 慢性疾病、身体に障害のあるお子さんが対象<br>保健師(必要に応じ、医師・心理判定員・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士など)による相談 | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:45 | 面接・訪問は要予約                       |
| 大阪府<br>吹田子ども家庭センター<br>TEL (06)6389-3526<br>FAX (06)6369-1736 | 児童相談<br>(電話・面接)                 | 児童福祉司・児童心理司による児童・青少年(おおむね25歳まで)に関する様々な相談                             | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:45 | 面接は要予約                          |

## ②虐待に関する各種相談・通告機関

- 「子育てが楽しくてつい子どもにあたってしまう」「もしかしたら虐待を受けているかもしれない」など、虐待かもと思った時は、すぐに電話してください。
- 相談・通告は、匿名で行うこともでき、相談・通告をした人、その内容に関する秘密は、守られます。

| 相談窓口                                                  | 内容                                         | 受付                                            |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 茨木市立こども支援センター<br>「こども相談グループ」<br>TEL 072-624-8951      | 児童虐待、虐待の疑いに関する相談・通告                        | 月～金（祝日除く）<br>8：45～17：15                       |
| 児童相談所虐待対応ダイヤル<br>TEL 189（通話料無料）<br>※最寄りの児童相談所につながります。 | 児童虐待、虐待の疑いに関する相談・通告<br>※一部のIP電話からはつながりません。 | 24時間<br>365日                                  |
| 大阪府夜間休日虐待通告専用電話<br>TEL 072-295-8737                   | 児童虐待、虐待の疑いに関する通告                           | 月～金 17：45～9：00<br>土、休日は終日                     |
| 子どもの虐待ホットライン<br>TEL (06)6646-0088                     | 虐待や育児困難、育児不安に関する電話相談                       | 月～金 11：00～16：00<br>（祝日、年末年始、<br>8月13日～15日を除く） |



### ③茨木市内の相談支援事業所

#### (1) 基幹相談支援センター

障害者の相談支援における中核的な総合相談支援機関として、障害者やその家族等からの相談のほか、地域の相談支援事業所に対し、総合的な調整や専門的支援を行っています。

また、障害者の虐待の防止や対応、権利援護なども行っています。

| 機 関 名                       | 所在地・電話                                                                      |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 障害者基幹相談支援センター               | 〒567-8505<br>茨木市駅前三丁目8-13 福祉総合相談課内<br>(茨木市役所南館2階 16番窓口)<br>TEL 072-655-2758 |
| 菜の花障害者相談支援センター<br>(精神障害者専門) | 〒567-0801<br>茨木市総持寺一丁目2-20<br>TEL 072-621-7305<br>FAX 072-621-0725          |

#### (2) 障害者相談支援センター（委託相談支援事業所）

茨木市の委託を受けて相談支援を行う事業所です。

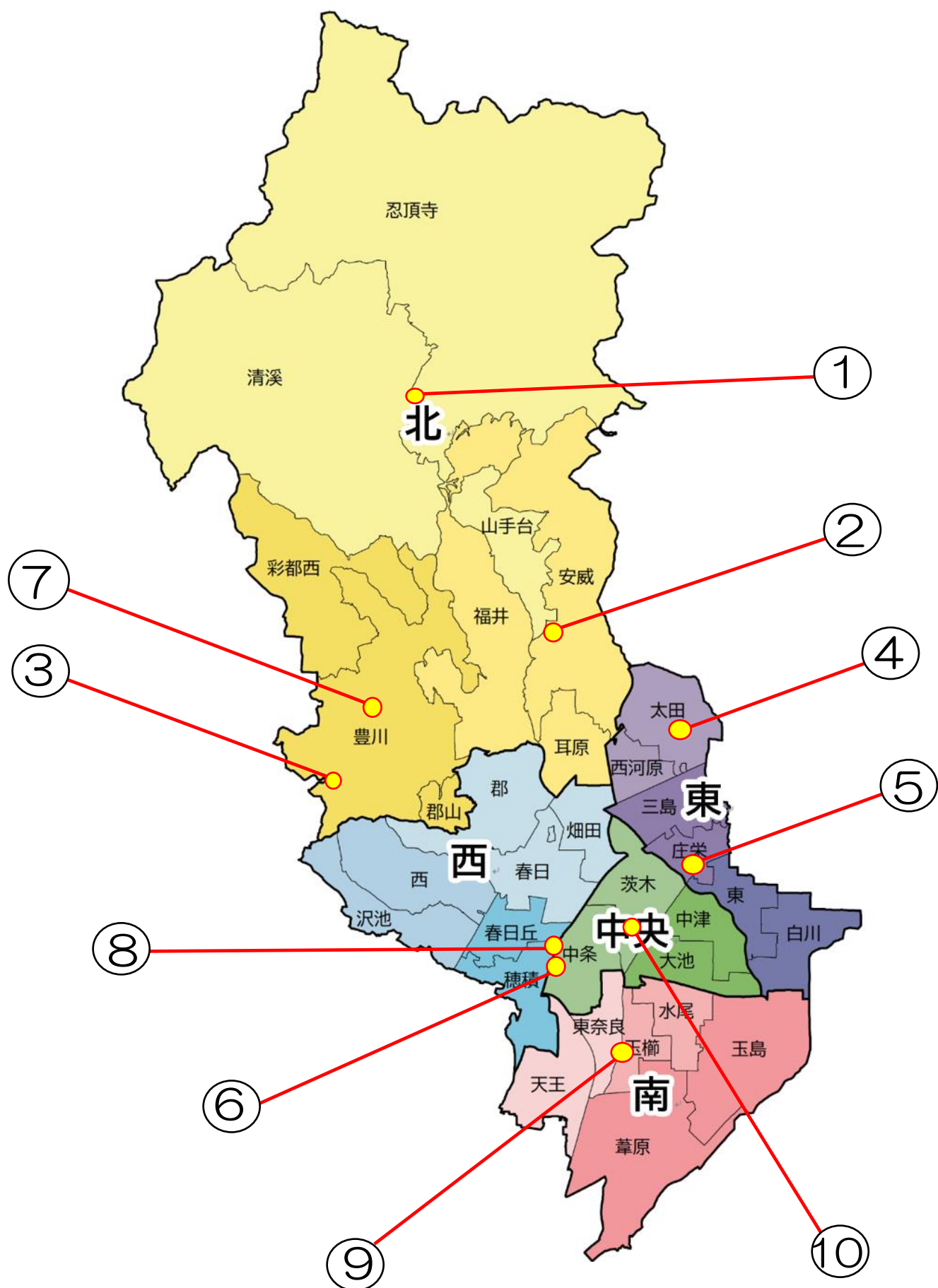
地域の障害児やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行っています。

\*お住まいの地域ごとに担当の事業所がわかれています。

| 名 称 |                        | 担当小学校区 |     |     | 電話番号 FAX                             | 住 所                                  |
|-----|------------------------|--------|-----|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ①   | 相談支援事業所<br>ゆうあい        | 清溪     | 忍頂寺 | 山手台 | TEL 072-649-3320<br>FAX 072-649-3327 | 茨木市大字安元27番地                          |
| ②   | 相談支援センター<br>あい・あい      | 安威     | 福井  | 耳原  | TEL 072-640-5336<br>FAX 072-643-5767 | 茨木市安威二丁目4-1                          |
| ③   | 相談支援事業所<br>あゆむ         | 豊川     | 郡山  | 彩都西 | TEL 072-643-7775<br>FAX 072-640-4875 | 茨木市豊川三丁目9-16                         |
| ④   | 相談支援センター<br>藍野療育園      | 太田     |     | 西河原 | TEL 072-646-8484<br>FAX 072-646-8465 | 茨木市高田町2-23                           |
| ⑤   | 相談支援センター<br>ひまわり（委託相談） | 三島     |     | 庄栄  | TEL 072-631-5588                     | 茨木市西河原二丁目17-4<br>茨木市東保健福祉センター内       |
|     |                        | 東      |     | 白川  |                                      |                                      |
| ⑥   | 相談支援センター<br>「りあん」      | 春日     | 郡   | 畑田  | TEL 072-621-3001<br>FAX 072-621-3001 | 茨木市中下条町4-5<br>ラ・フレール102号             |
|     |                        | 沢池     |     | 西   |                                      |                                      |
| ⑦   | 慶徳会<br>障がい者相談支援センター    | 春日丘    |     | 穂積  | TEL 072-646-7199<br>FAX 072-646-7228 | 茨木市清水一丁目28-15                        |
| ⑧   | いばらき自立支援センター<br>ぽぽんがぽん | 茨木     |     | 中条  | TEL 072-623-9210<br>FAX 072-623-9203 | 茨木市駅前一丁目4-14<br>エステート茨木駅前3階          |
|     |                        | 大池     |     | 中津  |                                      |                                      |
| ⑨   | 相談支援センター<br>リーベ        | 玉櫛     |     | 水尾  | TEL 072-632-0906<br>FAX 072-636-8820 | 茨木市玉櫛二丁目5-6                          |
|     |                        | 天王     |     | 東奈良 |                                      |                                      |
| ⑩   | 障害者基幹相談支援センター<br>(※)   | 玉島     |     | 葦原  | TEL 072-655-2758<br>FAX 072-620-1720 | 駅前三丁目8-13<br>茨木市役所南館2階<br>(福祉総合相談課内) |

(※) 障害者基幹相談支援センターは年度途中で変更になる場合があります。

○事業所所在地地図



### (3)指定障害児（指定特定）相談支援事業所

地域の障害児やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整、福祉サービスの利用調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成や経過観察（モニタリング）などを行っています。

| 機 関 名                               | 所在地・電話                                                                       |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 相談支援センター<br>ひまわり（指定）                | 〒567-0806 茨木市庄二丁目7-38<br>TEL 072-626-3310 FAX 072-626-3340                   |
| 相談支援センター<br>てん                      | 〒568-0097 茨木市大字泉原76番地2階<br>TEL 072-649-4800 FAX 072-649-4444                 |
| ほくせつ 24                             | 〒567-0824 茨木市中津町3番26号<br>TEL 072-638-1466 FAX 072-638-1633                   |
| 茨木市立児童発達支援センター<br>あけぼの学園<br>※児童のみ対象 | 〒567-0073 茨木市西穂積町8番11号<br>TEL 072-626-0105 FAX 072-626-0105                  |
| 景仙会相談支援センター                         | 〒567-0033 茨木市松ヶ本町6-37-113<br>TEL 072-697-8562 FAX 072-697-8563               |
| タクト相談支援センター                         | 〒567-083 茨木市大手町11番8号<br>大手ハイツ102号室<br>TEL 072-665-8649 FAX 072-344-5469      |
| 相談支援センターあゆ                          | 〒567-0831 茨木市鮎川三丁目1番5号<br>TEL 072-657-0237 FAX 072-657-0238                  |
| アイビー相談支援センター                        | 〒567-0835 茨木市新堂三丁目26番18号<br>TEL 072-648-5420 FAX 072-648-5420                |
| 相談支援 すもも                            | 〒567-0046茨木市南春日丘一丁目1-16<br>山本マンション206号室<br>TEL 072-623-7777 FAX 072-623-7777 |
| 茨木相談支援 ポテト<br>※児童対象外                | 〒567-0025 茨木市田中町16-18<br>TEL 090-4482-4196                                   |
| Pro-Stage 相談支援事業部                   | 〒567-0851 茨木市真砂三丁目17番13号101号<br>TEL 072-697-9711 FAX 072-697-9712            |
| 相談支援センター とんぼ                        | 〒567-0837 茨木市南目垣一丁目11-6<br>TEL 072-648-7676 FAX 072-648-7674                 |
| ネクストペンギン<br>※児童対象外                  | 〒567-0031 茨木市春日一丁目5番17号3階<br>TEL 080-7937-7700                               |
| あのね相談支援事業所<br>※児童対象外                | 〒567-0828 茨木市舟木町17-35<br>TEL 090-6900-6334                                   |

※上記の事業所に加え、(1) 委託相談支援事業所についても、指定障害児相談支援事業所として、障害児支援利用計画の作成を行い、障害児やその家族からの相談を受けることができます（障害児相談支援）。

ただし、「相談支援センターひまわり」のみ、委託相談支援事業所と指定障害児相談支援事業所とで、所在地・電話番号が異なるため、(2)と(3)の両方に記載しています。

## 2. サービス利用にあたって

### ①障害児通所支援の申請方法（オレンジ色の受給者証）

#### <申請に必要なもの>

- ① 療育が必要と判断できる資料（障害者手帳、医師の診断書、発達検査の結果、特別児童扶養手当証書等）
- ②利用予定表  
利用されている相談支援事業所、もしくは利用を予定されている児童発達支援・放課後等デイサービスにご相談ください。
- ③印鑑
- ④健康保険証
- ⑤本人確認書類  
申請者と利用児童の個人番号カード（もしくは通知カード等）

#### ◎利用の手続きについて

障害児通所支援の利用には、「通所受給者証」が必要です。申請に必要な書類のご提出と保護者との面接により、お子様の状況等を確認のうえ、ご利用の可否を判断させていただきます。また初回の申請時の面接はご予約が必要です。詳細については、発達支援課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。



HP「障害児通所支援事業について」

★【窓口】発達支援課《市役所南館 3 階 20 番 TEL 072-620-1633》

### ②障害福祉サービス・地域生活支援事業の申請方法

1. 短期入所（ショートステイ）、日帰りショートステイ（日中一時支援）や移動支援などのサービス利用を希望する場合、茨木市に障害福祉サービス・地域生活支援事業給付費の支給申請を行います。  
申請に必要な持ち物等は個々の状況によって異なる場合がありますので、発達支援課にお問い合わせください。
2. 市からの支給決定の後、受給者証が発行されますので、その受給者証を持って利用希望する通所事業所と契約を結び、利用開始となります。

★【窓口】発達支援課《市役所南館 3 階 20 番 TEL 072-620-1633》

### ③サービス申請にともなう費用

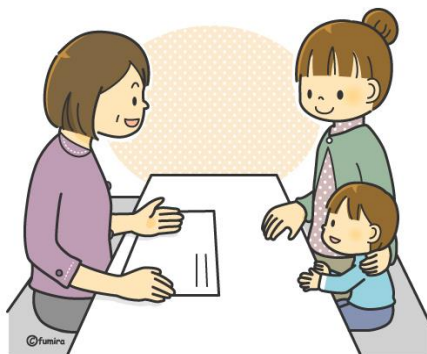
#### 〈費用〉

- 利用にあたっては、利用に要する費用の 1 割を利用者が自己負担していただきます。
- 利用者負担額には上限額があります。（市府民税の課税状況によって異なります。）
- 利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。

| 所得区分                                              | 利用者負担額              |          |
|---------------------------------------------------|---------------------|----------|
|                                                   | 障害児通所支援<br>障害福祉サービス | 地域生活支援事業 |
| 生活保護世帯                                            | 0 円                 | 0 円      |
| 市町村民税非課税世帯                                        | 0 円                 | 0 円      |
| 市町村民税課税世帯<br>（申請者の属する世帯全員の市町村<br>民税の合計額が 28 万円以下） | 4,600 円             | 4,000 円  |
| 市町村民税課税世帯<br>（申請者の属する世帯全員の市町村<br>民税の合計額が 28 万円以上） | 37,200 円            |          |

※個々の状況によって異なる場合がありますので、詳しくは発達支援課へ  
お問い合わせください。

★【窓口】発達支援課《市役所南館 3 階 20 番 TEL 072-620-1633》



### 3. 児童発達支援センター

児童発達支援センターは通所利用のこどもやその家族に対する支援を行うとともに、施設の専門性を活かし、地域の障害のあるこどもやその家族への相談や障害児を預かる施設への援助・助言等を行う、地域の中核的な療育支援施設です。福祉型と医療型があります。

| 名称     | 所在地<br>電話番号                                                                   | 開所<br>曜日・時間                     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あけぼの学園 | 西穂積町 8-11<br><br>TEL 072-627-6010<br>(毎日通園)<br><br>TEL 072-626-0105<br>(地域支援) | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:00 | <p>【毎日通園】</p> <p>★対象：3歳～就学前<br/>発達に遅れが認められること<br/>日々の通園が可能であること</p> <p>・発達に障害のある幼児を対象に必要な療育を行い、成長・発達を促すことを目的としています。<br/>※通園バスによる幼児のみの単独通園が原則です。</p> <p>【地域支援(保育所等訪問支援)】</p> <p>★対象：0～18歳<br/>保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、その他集団生活を営む場として、市が認めたものに通っている児童</p> <p>・訪問を通して、集団生活がスムーズに送れるように、お子様や訪問先スタッフへ支援します。</p>          |
| 藍野療育園  | 東太田 1 丁目 4-39<br><br>TEL 072-627-8471                                         | 月～金<br>(祝日除く)<br>9:00～<br>17:00 | <p>【通園部門】</p> <p>★対象：0歳～就学前<br/>運動や知的、精神の発達に遅れがあり、保護者が児童と通園できること</p> <p>・保育やリハビリに限らず、給食や行事等を通して、将来的な地域での自立を目指した社会適応力を養います。また、医師、看護師等による医療ケアは常時対応しています。</p> <p>【地域支援部門(保育所等訪問支援)】</p> <p>★対象：0～18歳<br/>保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、その他集団生活を営む場として、市が認めたものに通っている児童</p> <p>・訪問を通して、集団生活がスムーズに送れるように、お子様や訪問先スタッフへ支援します。</p> |

## 4. 児童発達支援（就学前）

### 放課後等デイサービス（就学期）

#### ◎サービスの内容

- ・児童発達支援事業所では、就学前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援を行います。
- ・放課後等デイサービス事業所では、就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流促進等を行います。

#### ◎通所支援事業所一覧

障害児通所支援の各事業所は茨木市こども育成部発達支援課ホームページ内に一覧表を掲載しておりますので、ご確認ください。開所日時、支援内容等詳細は事業所へお問い合わせください。



HP「市内障害児通所支援事業所一覧」

※茨木市の医療・介護・障害福祉サービス等の事業所情報等を提供している情報サイトの「いばらき ほっとナビ」もご活用ください。（茨木市ホームページから、ご覧いただけます。）

★【窓口】発達支援課《市役所南館 3 階 20 番 TEL 072-620-1633》



## 5. 就学前に利用できる制度

### ①乳幼児健康診査

◎乳幼児の健やかな成長と発育を願って、乳幼児健康診査を行っています。  
4 か月児健康診査、「乳児一般・後期健康」診査、1 歳 8 か月児健康診査、  
2 歳 3 か月児歯科健康診査、3 歳 6 か月児健康診査等があります。そのほ  
か、随時、育児等に関する相談に応じています。

★【窓口】子育て支援課 こども保健グループ

《 おにクル TEL 072-624-9301 》

### ②障害児保育

◎保護者の就労等要件でこどもが障害を有する世帯において、一定要件のも  
と配慮を行っております。

◎保育所を利用する児童が共に生き、共に育ちあうことを目的に、特別の  
支援を要する児童に対して、他の児童とともに集団保育を実施しています。

◎次年度入所・園を考えている医療的ケアが必要なこどもの事前相談会を実  
施します。

\*入所の要件によって、対象年齢や利用時間、募集時期が異なります。

詳しくは下記窓口でご相談ください。

★【窓口】保育幼稚園事業課 《 市役所南館3階21番 TEL 072-620-1638 》

保育幼稚園総務課 《 市役所南館3階22番 TEL 072-655-2753 》

### ③巡回相談

◎保育所、認定こども園、幼稚園等に所属している巡回支援が必要と思われる  
こどもや保護者を対象に、保育幼稚園総務課の心理判定員が発達相談などを  
行います。

★【窓口】保育幼稚園総務課 《 市役所南館3階22番 TEL 072-655-2753 》

### ④ことばの教室

◎3歳児以上の幼児と保護者を対象に「ことばやコミュニケーション」につい  
ての心配事や悩み事についての相談を行っています。（個別指導は5歳児から  
になります。ホームページで詳細をご確認ください。）

★【窓口】教育センター 《 クリエイトセンター内 TEL 072-626-4407 》

## ⑤保育所等訪問支援

◎保育所等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。オレンジ色の受給者証が必要となります。

訪問先：保育所（園）、幼稚園、認定こども園等、児童が集団生活を営む場として市が認めた施設

★【窓口】発達支援課 《市役所南館 3 階 20 番 TEL 072-620-1633》



## 6. 就学期の支援

### ①小・中学校の通常の学級

- ◎こどもたちがお互いを理解し、学び合い、育ち合う教育に取り組んでいます。
- ◎障害による特別な教育的支援の必要なこどもについては、学校と保護者とで「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの障害の状況に応じた学習内容・方法の工夫や合理的配慮等の必要な支援を行います。

★【窓口】学校教育推進課《市役所南館6階 TEL 072-620-1683》

### ②小・中学校の通級指導教室

対象：通常の学級に在籍し、発達障害、言語障害、障害に応じた特別の教育課程の編成を行う必要がある児童・生徒

- ◎市内の小学校 29 教室（茨木・春日・春日丘・三島×2・中条・玉櫛・玉島・福井・大池×2・中津・東・水尾・郡山・太田・天王・葦原×2・郡・沢池・畑田・山手台・耳原・穂積・白川・東奈良・西河原・彩都西）  
中学校 16 教室（養精×2・西×2・東×2・豊川・北・東雲・天王×2・西陵・平田×2・太田・彩都西）に設置しています。

他校の児童・生徒も指定された近隣の通級設置校に通うことができます。

- ◎特別の教育課程として、こども一人ひとりの教育的ニーズに応じた障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服するための自立活動を行います。（週1回～月1回程度）

★【窓口】学校教育推進課《市役所南館6階 TEL 072-620-1683》

### ③小・中学校の支援学級

種別：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害

- ◎障害のあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別の教育課程（下学年の教科学習や支援学校の教科課程を参考にした学習等）を編成し、支援学級で少人数による学習を行います。また、教科学習の他に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を行います。

★【窓口】学校教育推進課《市役所南館6階 TEL 072-620-1683》

#### ④支援学校

種別：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱

◎障害のあるこどもの自立を図るために必要な知識・技能を身につけることを目的とし、一人ひとりの障害特性、健康状態や経験等に応じた特別の教育課程を編成し、自立活動を中心とした指導が行われます。

★【窓口】学校教育推進課《市役所南館6階 TEL 072-620-1683》

#### ⑤保育所等訪問支援

◎18歳未満の小学校等に通う障害児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

訪問先：小学校、児童が集団生活を営む場として市が認めた施設

★【窓口】発達支援課《市役所南館3階20番 TEL 072-620-1633》

#### ⑥教育相談

市内在住の小・中学校の児童・生徒とその保護者に対して、各種相談を行います。

|              | 対象              | 相談内容                                                                                                                                                                                    |
|--------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 心理相談<br>※要予約 | 小・中学生と<br>その保護者 | 不登校・対人関係の悩み・原因不明の心身の不調などの心理的、情緒的な問題に関する個別相談。                                                                                                                                            |
| 電話相談         | 小・中学生と<br>その保護者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する全般的な相談（電話教育相談）<br/>TEL 072-625-7830</li> <li>・いじめに関する悩みについての相談<br/>（「いじめ」ホッと電話相談）<br/>TEL 072-627-5511<br/>フリーダイヤル(0120)147970</li> </ul> |
| 発達相談<br>※要予約 | 小・中学生と<br>その保護者 | 勉強についていきにくい、集団行動やコミュニケーションが苦手などの発達の悩みに関する個別相談。                                                                                                                                          |

★【窓口】教育センター《クリエイトセンター内 TEL 072-626-4407》

## ⑦不登校児童・生徒支援室「ふれあいルーム」

対 象：市立小中学校在籍で不登校の状況にある小中学生

- (1)訪問コース・・・・・・大学院生・大学生が家庭を訪問し一緒に活動を行います。
  - (2)オンラインコース・・オンライン上で担当者と一緒に活動を行います。
  - (3)体験学習コース・・・・向陽台高等学校の講座に参加します。
  - (4)通室コース・・・・・・ふれあいルームに通い、時間割に沿って活動します。
- ＊(3)(4)については、市内在住の児童生徒も対象（要相談）

条 件：入級希望の場合は、保護者が直接電話又はインターネットで申込みください。各コースに関する申込み状況は、学校に連絡しますのでご了承ください。

＊詳細に関しましては、下記窓口までご相談ください。

★【窓口】教育センター《クリエイトセンター内 TEL 072-626-4400》

## ⑧障害児通学支援

- ◎ 保護者などが病気やケガで学校への送迎ができなくなった時、一定要件のもと期間を限定してご利用いただけます。

対 象：小学校中学校、特別支援学校の義務教育を受けている児童、  
または特別支援学校高等部に進学していて、発達に心配がある身体的な障害などの支援を必要とする児童

※（１）～（３）のいずれかに当てはまること

- （１）療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持っている
- （２）特別児童扶養手当の受給対象となっている
- （３）医師の診断書や意見書、相談機関で発達検査などを受け、療育が必要とされている

条 件：茨木市内の小・中学校または特別支援学校の通学のバス停への登下校に支援が必要な児童の保護者などが病気・障害などの理由で送迎ができなくなった場合など

※就労のみの理由は対象となりません。

＊ 詳しくは下記窓口でご相談ください。

★【窓口】発達支援課《市役所南館３階 ２０番 TEL072-620-1633》

## 7. 放課後に利用できる場所

### ①放課後等デイサービス

◎授業の終了後又は休業日に通い、生活能力向上のための必要な支援、社会との交流の促進等を行います。(P.14 参照)

★【窓口】発達支援課 《 市役所南館3階 20 番 TEL 072-620-1633 》

### ②放課後子ども教室

◎小学校の余裕教室などを活用し、放課後等の安全で安心なこどもたちの居場所を設けるとともに、こどもの体験・交流活動等の活性化を図ります。

対 象：当該小学校区に在住する小学校1～6年生までの児童。

開催日時：小学校により異なります。

費 用：無料（ただし講座等で実費が必要な場合あり）

★【窓口】教育委員会社会教育振興課

《 上中条 2-11-22 TEL 072-622-5180 》



### ③学童保育

#### 【公立の学童保育】

放課後、家庭に保護者が不在の児童を預かります。

対象：次の①～④すべてに該当する児童

- ① 市内在住
- ② 児童と同居する 18 歳以上 70 歳未満の方が、授業の終了後から午後 5 時ごろまで就労等により家庭に不在である状態が月間 15 日以上かつ 3 か月以上継続
- ③ 第 1 学年から第 3 学年まで（第 3 学年から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は第 6 学年まで）
- ④ 市立小学校または府立特別支援学校（ただし保護者による送迎が必要）に在籍

実施場所：市立小学校内の専用教室（清溪・忍頂寺小学校を除く 30 校）

※清溪・忍頂寺小学校の児童は山手台学童保育室に入室

時 間：平日 放課後～17：00 学校休業日 8：15～17：00  
（保護者等の迎えを条件に、希望者は 19：00 まで延長可）

利 用 料：月額 5,000～8,000 円（月～金の利用）  
月額 6,000～9,600 円（月～土の利用）  
※延長別途要（月～金利用 3,000 円 月～土利用 3,600 円）  
詳しくは、お問合せください。

★【窓口】学童保育課《市役所南館 3 階 23 番 TEL 072-620-1801》

#### 【民間学童保育】

| 名称                       | 住所                             | 電話番号                          |
|--------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| 学童保育「けいあいの舎」             | 宿久庄四丁目 1 番 11 号                | 072-668-2211                  |
| 学童保育「第二けいあいの舎」           | 沢良宜東町 14 番 14 号                | 072-657-9922                  |
| ちとせ学院 エレメンタリースクール        | 庄二丁目 7 番 2 号                   | 072-626-2191                  |
| ちとせ学院めぐみの森<br>プライマリースクール | 戸伏町 13 番 35 号                  | 072-626-1606                  |
| さんすい学園 学童保育室             | 東太田三丁目 8 番 3 号                 | 072-626-9047                  |
| さくらキッズハウス茨木              | 小川町 8 番 22 号                   | 072-646-5552                  |
| 天王こども園 菜の花教室             | 大正町 3 番 16 号                   | 072-632-1500                  |
| てんのう中津保育園 スマイル教室         | 中津町 14 番 28 号                  | 072-635-4500                  |
| おうち学童 下中条校               | 新中条町 3 番 8 号                   | 072-629-2321                  |
| アフタースクール UPALA 水尾校       | 水尾二丁目 2 番 4 5 号                | 090-4270-9047                 |
| キッズプラネット茨木校              | 片桐町 13 番 16 号<br>ロジェットたちばな 103 | 072-256-0987<br>080-4872-3576 |
| 学童保育「第三けいあいの舎」           | 上中条一丁目 10 番 2 号                | 072-646-7519                  |
| うきうき afterschool         | 大手町 2 番 34 号                   | 070-1745-6271                 |

※それぞれ利用条件、利用料が異なります。

★【窓口】各施設へお問い合わせください。

## 8. 障害福祉サービス、地域生活支援事業

### ①短期入所（ショートステイ）

内 容：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で食事、排せつ等の介護を行います。

受給者証：障害福祉サービス（ピンク色）

★【窓口】発達支援課《市役所南館3階 20 番 TEL 072-620-1633》

### ②居宅介護（身体介護）

内 容：食事・排泄・入浴などの身体面での介護を行います。

受給者証：障害福祉サービス（ピンク色）

★【窓口】発達支援課《市役所南館3階 20 番 TEL 072-620-1633》

### ③日帰りショートステイ（日中一時支援）

内 容：日中における活動の場所を提供し、見守り及び日常生活において必要な支援を行います。

受給者証：地域生活支援事業（黄色）

★【窓口】発達支援課《市役所南館3階 20 番 TEL 072-620-1633》

### ④移動支援（ガイドヘルパー）

内 容：屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

受給者証：地域生活支援事業（黄色）

★【窓口】発達支援課《市役所南館3階 20 番 TEL 072-620-1633》

### ⑤障害児通学支援

内 容：保護者などが病気やケガで学校への送迎ができない時、一定要件のもと期間を限定してご利用いただけます。

受給者証：地域生活支援事業（黄色）

★【窓口】発達支援課《市役所南館3階 20 番 TEL 072-620-1633》

## 9. 日常生活の援助について

### ①補装具費の支給〈購入・借受け・修理〉

- ・障害を補い、日常生活を円滑にするためにその障害に適合する用具（車椅子や眼鏡、補聴器等）の購入・借受け・修理費が支給されます。
- ・申請手続きには印鑑（自署の場合は押印不要）、見積書などが必要です。また、指定育成医療機関の担当医師、又は療育の指導等を実施する保健所の担当医師の作成した意見書が必要な場合があります。
- ・自己負担については、定率 1 割負担になります。ただし、所得に応じて月額負担上限額等が設定されています。
- ・同一世帯の最多納税者の市民税所得割額が 46 万円以上の場合、補装具費支給対象外となります。
- ・給付例（※それぞれに耐用年数・支給限度額があります。）  
詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

| 種別    | 種目      |
|-------|---------|
| 肢体不自由 | 車椅子・歩行器 |
| 視覚障害  | 眼鏡・義眼   |
| 聴覚障害  | 補聴器     |
| 内部障害  | 歩行器     |

★【窓口】障害福祉課 《 市役所南館 2 階 17 番 TEL 072-620-1636 》

## ②日常生活用具の給付

- 日常生活を容易にするための用具の給付を受けることができます。
- 申請手続きには、見積書、商品カタログのコピーが必要です。  
(別途、意見書が必要な場合があります。)
- 自己負担については、定率 1 割負担になります。ただし、所得に応じて月額負担上限額等が設定されています。
- 給付例 (※それぞれに耐用年数・給付限度額があります。)  
詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

| 種別      | 種目                           |
|---------|------------------------------|
| 上肢障害    | 情報・通信支援用具                    |
| 上肢・言語重複 | 人工喉頭                         |
| 下肢・体幹障害 | 移動用リフト、移動・移乗支援用具             |
| 視覚障害    | 活字文章読上げ装置                    |
| 聴覚障害    | 聴覚障害者用情報受信装置                 |
| 内部障害    | 電気式たん吸引器、ネブライザー              |
| 知的障害    | 頭部保護帽                        |
| 精神障害    | 頭部保護帽                        |
| 難病疾患    | 動脈血中酸素飽和度測定器<br>(パルスオキシメーター) |

★【窓口】障害福祉課 《 市役所南館 2 階 17 番 TEL 072-620-1636 》

## 10. 医療について

障害児（者）の医療費等に対する助成を行っています。

### ① 重度障害者医療

◎障害児（者）が医療機関で受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額の一部が助成されます。なお、治療用装具・訪問看護利用料（介護保険適用分は除く）等も対象になります。

対象者：①身体障害者手帳 1・2 級を所持している方

②療育手帳Aを所持している方

③身体障害者手帳 3～6 級を所持し、かつ、療育手帳B1 を所持している方

④精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している方

⑤特定医療費（指定難病）又は特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1 級相当者

※所得の制限があります。（本人の所得）

必要なもの：上記対象者に該当する証明、健康保険証、個人番号カード等

\*18 歳（高校3年生）の年度末までは、「こども医療証」を引き続き所持することができます。

★【窓口】障害福祉課《市役所南館2階 17 番 TEL072-620-1636》

### ② 自立支援医療（精神通院医療）

◎精神疾患のある方が指定医療機関に継続して通院する場合、健康保険その他の制度を組み合わせ、医療費の一部を公費で負担する制度です。

対象者：精神疾患のため、通院医療を受ける必要がある方

※所得の制限があります。

必要なもの：診断書（所定の様式が障害福祉課にあります。）、健康保険証、個人番号カード等

★【窓口】障害福祉課《市役所南館2階 17 番 TEL 072-620-1636》

### ③ 自立支援医療（育成医療）

◎18 歳未満の方で障害程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的として指定医療機関で手術等を受ける場合、必要な医療費が助成されます。

対象者：医療を受けようとする内容に関する障害があり、確実な治療効果が期待しうると認められる方

※所得制限があります。

★【窓口】障害福祉課《市役所南館2階17番 TEL 072-620-1636》

### ④ ひとり親家庭医療

◎ひとり親家庭（父親または母親に重度の障害のある家庭を含む）の児童とその養育者が、医療機関で受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額の一部が助成されます。治療用装具等も対象になります。

対象者：健康保険加入のひとり親家庭（父親または母親に重度の障害のある家庭を含む）の児童（18歳到達後最初の年度末まで）とその養育者  
※所得制限があります。

★【窓口】こども政策課《市役所南館3階19番 TEL 072-620-1625》

### ⑤ 未熟児養育医療費給付制度

◎出生時体重 2,000g 以下の未熟児、もしくは種々の未熟性があり、家庭保育が困難なため、入院治療を必要とする未熟児に対して、その未熟性がなくなり、健康に成長することを期待して、医療費の一部を公費で負担する制度です。

※申請は、入院中にしてください。

★【窓口】こども政策課《市役所南館3階19番 TEL 072-620-1625》



## 11. 手当について

### ① 特別児童扶養手当

受給者：養育者

支給要件：身体障害、知的障害または精神障害のある20歳未満の児童を監護している父母もしくは、父母にかわって児童を養育する人に支給されます。

※障害認定があり、障害の程度は、国民年金法の1級、2級の障害程度に相当するものです。

※所得制限があります。

※施設に入所されているときなど、手当が支給されない場合があります。

詳細は、障害福祉課担当までお問合せください。

障害児一人につき、月額：重度…53,700円 中度…35,760円

★【窓口】障害福祉課《市役所南館2階17番 TEL 072-620-1636》

### ② 障害児福祉手当

受給者：本人（20歳未満）

支給要件：身体障害、知的障害または精神障害のある最重度等の20歳未満の児童で日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

※所得制限があります。

※施設に入所されているときなど、手当が支給されない場合があります。

詳細は、障害福祉課担当までお問い合わせください。

月額：15,220円

★【窓口】障害福祉課《市役所南館2階17番 TEL 072-620-1636》

### ③ 大阪府重度障害者在宅生活応援制度

受給者：介護者

支給要件：在宅の重度の身体障害（1・2級）と重度の知的障害（療育手帳A）を併せもつ重度障害者（児）の介護者に支給されます。（大阪府下に在住のこと）

※施設に入所されているときなど、手当が支給されない場合があります。

詳細は、障害福祉課担当までお問合せください。

月額：10,000円

★【窓口】障害福祉課《市役所南館2階17番 TEL 072-620-1636》

#### ④児童扶養手当

受給者：児童を監護している父又は母（父母に代わって児童を養育している養育者）

支給要件：父母が婚姻を解消した児童  
父又は母が死亡した児童  
父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童  
父又は母が生死不明の児童  
父又は母が1年以上遺棄している児童  
父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童  
父又は母が1年以上拘禁されている児童  
婚姻によらないで生まれた児童  
棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童  
※一定の条件があります。また、所得の制限があります。

児童数別支給額

| 対象児童数 | 全部支給のとき    | 一部支給のとき          |
|-------|------------|------------------|
| 1人目   | 45,500円    | 45,490円から10,740円 |
| 2人目   | 10,750円を加算 | 10,740円から5,380円  |
| 3人目以降 | 6,450円を加算  | 6,440円から3,230円   |

★【窓口】こども政策課《市役所南館3階19番 TEL 072-620-1625》

## 12. 年金

### ①大阪府障害者扶養共済

障害者の将来に対し、保護者の方が持たれる不安を軽くするために、保護者の方が死亡し又は身体に著しい障害を有することとなった場合、掛金に依りて障害者に年金が支給されます。

| 加入できる人          | <p>身体障害者（身体障害者手帳1～3級）、知的障害者、もしくは精神障害者、あるいは同程度の障害を有する者の保護者で次の要件を満たしている方</p> <p>① 大阪府内に住所があること（大阪市・堺市を除く）</p> <p>② 65歳未満であること（4月1日現在）</p> <p>③ 特別の病気や障害がないこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----|---------|---------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|--------------|----------|
| 掛 金             | <p>掛け金の額（月額）は、次のとおりで1口目加入時または2口目追加時の年齢により固定します。したがって、2口加入者は加入時と追加時の年齢の該当する掛け金の合計となります。（年齢は4月1日における満年齢で計算します。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入（追加）時の年齢</th><th>掛 金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満の方</td><td>9,300 円</td></tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満の方</td><td>11,400 円</td></tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満の方</td><td>14,300 円</td></tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満の方</td><td>17,300 円</td></tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満の方</td><td>18,800 円</td></tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満の方</td><td>20,700 円</td></tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満の方</td><td>23,300 円</td></tr> </tbody> </table> <p>※脱退されても相互扶助の立場から、掛金は返還されません。</p> | 加入（追加）時の年齢 | 掛 金 | 35歳未満の方 | 9,300 円 | 35歳以上40歳未満の方 | 11,400 円 | 40歳以上45歳未満の方 | 14,300 円 | 45歳以上50歳未満の方 | 17,300 円 | 50歳以上55歳未満の方 | 18,800 円 | 55歳以上60歳未満の方 | 20,700 円 | 60歳以上65歳未満の方 | 23,300 円 |
| 加入（追加）時の年齢      | 掛 金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 35歳未満の方         | 9,300 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 35歳以上40歳未満の方    | 11,400 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 40歳以上45歳未満の方    | 14,300 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 45歳以上50歳未満の方    | 17,300 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 50歳以上55歳未満の方    | 18,800 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 55歳以上60歳未満の方    | 20,700 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 60歳以上65歳未満の方    | 23,300 円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 掛金減免<br>（1口分のみ） | <p>生活保護受給世帯———全額免除</p> <p>市民税非課税世帯———半額免除</p> <p>市民税所得割非課税世帯———3割免除</p> <p>減免の期間は申請書の提出のあった月の翌月から次の年の6月までです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 年金の額            | <p>加入者が死亡したり、重度の障害となったときから請求によって毎月1口につき</p> <p>20,000 円支給（2口 40,000 円）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |
| 弔慰金             | <p>1年以上加入した後、障害者が死亡したときは、加入期間に応じ一時金が支給されます。50,000 円～250,000 円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |            |     |         |         |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |              |          |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加入申し込み<br>に必要な書類 | 1. 加入等申込書<br>2. 加入申込者告知書<br>3. 障害証明書（身障手帳、療育手帳等証明できるもの）<br>4. 年金管理者指定届書（障害者が年金を管理することが困難なとき）<br>5. 加入申込者・障害者・年金管理者の住民票の写し<br>（掛け金減免申請をする方は世帯全員の住民票の写しが必要です）<br>6. 生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯の方は、<br>世帯全員分の生活保護証明書または所得証明書<br>7. 印鑑<br>※他府県からの転入の場合は2，3の書類は不要です。<br>※2口目の追加の申込だけの場合は3，4，6の書類は不要です。 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

★【窓口】障害福祉課 《市役所南館2階 17 番 TEL 072-620-1636 》

## ②障害基礎年金

◎原則として国民年金に加入中に初診日がある病気やけがで、法令で定める障害の状態になったとき、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

※20 歳前の病気やけがの場合は、障害の状態が該当すれば支給されます。  
（所得制限有り）

年額：1 級障害 1,020,000 円【1,017,125 円（68 歳以上）】

2 級障害 816,000 円【813,700 円（68 歳以上）】

★【窓口】保険年金課年金係《市役所本館1階8番 TEL 072-620-1632 》



## 13. 障害者手帳

いろいろなサービスを受けるためには、次の手帳が必要です。サービスの詳しい内容については、障害福祉課発行の「障害者福祉のてびき」をご覧ください。

### ①身体障害者手帳

◎身体に障害のある方が各種のサービスや相談などを受けるときに必要となるものです。

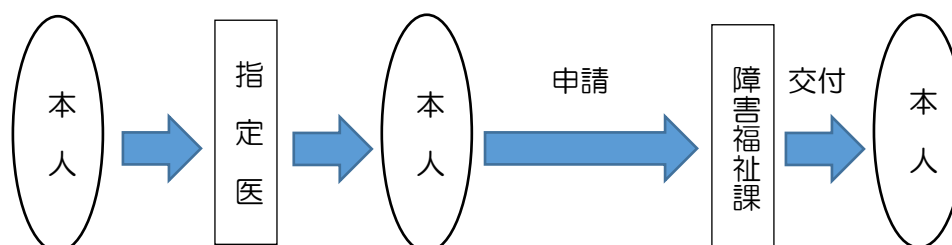
◎障害の程度により、1級から6級までの区分があります。（肢体不自由については7級に該当する障害が2つ以上重複するときは6級以上の等級になります。）

＜申請に必要なもの＞

顔写真（縦4cm×横3cm）、都道府県知事等の指定する医師の診断書（所定の様式が障害福祉課にあります）、身体障害者手帳（現在お持ちの方）、個人番号カード等

★【窓口】障害福祉課 《市役所南館2階 17番 TEL 072-620-1636》

＜流れ＞



### ②療育手帳

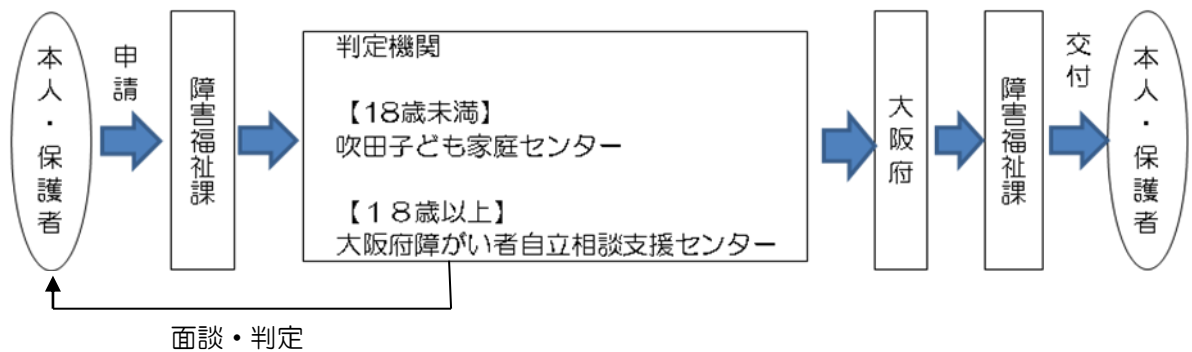
◎知的障害者とその保護者が、各種の施策や療育指導などを受けるときに必要となるものです。障害の程度により、A、B1、B2までの区分があります。

＜申請に必要なもの＞

顔写真（縦4cm×横3cm）、印鑑（自署の場合は押印不要）、個人番号カード等、療育手帳（現在お持ちの方）

★【窓口】障害福祉課 《市役所南館2階 17番 TEL 072-620-1636》

### <流れ>



### ③精神障害者保健福祉手帳

◎精神障害のある方が、各種の施策などを受けるときに必要となるものです。

障害の程度により、1級、2級、3級までの区分があります。

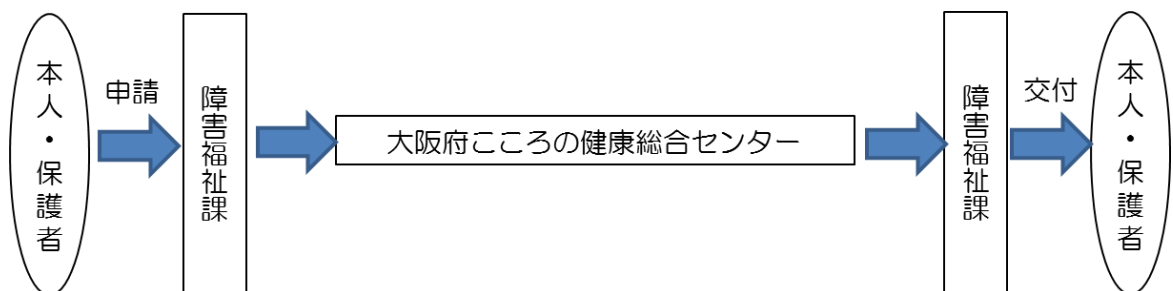
有効期間は2年です。

<申請に必要なもの>

診断書の場合：顔写真（縦4cm×横3cm）、診断書（所定の様式が障害福祉課にあります。）、個人番号カード等

★【窓口】障害福祉課 《市役所南館2階17番 TEL 072-620-1636》

### <流れ>



## 14. 就労・職業訓練

### ①就労・職業訓練についての相談

#### ◎茨木・摂津障害者就業・生活支援センター

障害者の自立を促進するため、働きたい・働き続けたい人、雇いたい企業からの相談を受け、支援します。

- ★【窓口】《 摂津市学園町二丁目 9 番 28 号  
（摂津市障害者総合支援センター内）TEL 072-665-7670 》

#### ◎ハローワーク茨木（公共職業安定所）

就職を希望されている障害者の方に、仕事に関する情報の提供や就職に関する相談に応じます。職業訓練に対する情報も提供します。

- ★【窓口】専門援助部門  
《 東中条町 1-12 TEL 072-623-2551 部門コード 42# 》

#### ◎くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」

就職を希望されている障害者等の方に、情報の提供や相談等を行います。

- ★【窓口】くらしサポートセンター「あすてっぷ茨木」  
（福祉総合相談課内）  
《 市役所南館 2 階 TEL 072-655-2752 》

#### ◎茨木市就職サポートセンター

仕事に関する情報の提供や就職に関する相談に応じます。

- ★【窓口】商工労政課 《 市役所本館 7 階 TEL 072-620-1620 》

#### ◎大阪障害者職業センター

障害者の方の就職や職場に定着（適応）するための相談を行っています。  
また、職業評価や職業準備支援、ジョブコーチによる支援等も行っています。

来所の場合は事前に予約をお取りください。

- ★【窓口】《 大阪府中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4F  
TEL 06-6261-7005 》

## ② 日中活動の事業

利用される方の状態や様子に合わせていろいろな事業があります。

### ◎就労移行支援

一般就労を希望する方に、事業所における作業や企業における実習を通じ、それぞれの適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

### ◎就労継続支援A型

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。

### ◎就労継続支援B型

一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している者などであって、生活にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人を対象に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。  
※利用にあたっては、在学中に実習の経験があること等、一定の条件が必要となります。

### ◎自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ◎生活介護

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人に、日中における食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作活動等の機会を提供します。

★【窓口】障害福祉課《 市役所南館2階 17 番 TEL 072-620-1636 》



発行元

茨木市 こども育成部 発達支援課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

電話：(072) 620-1633

茨木市立児童発達支援センター あけぼの学園

〒567-0073 茨木市西穂積町 8 番 11 号

電話：(072) 627-6010